

東海市公告第177号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月6日

東海市長 花 田 勝 重

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

2 予防接種の対象者

- (1) 本市に住所を有する満65歳以上の者
- (2) 本市に住所を有する満60歳以上満65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

3 予防接種を行う期間

令和7年10月1日（水）から令和8年2月28日（土）まで（医療機関等の休日等を除く。）

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種の費用

1,100円

ただし、生活保護受給者については、自己負担額を無償とするもの。

6 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 37.5℃を超える発熱のある者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 過去に新型コロナウイルス感染症予防接種を受けて、アナフィラキシーを起こ

したことがある者

- (4) 過去に新型コロナウイルス感染症予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者